

(4) 北海道の上位・関連計画

① 北海道総合計画(2021 改訂版)-輝き続ける北海道

期間	2016（平成 28）年度～2025（令和 7）年度
主体	北海道
広域公共交通に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で安全・安心・豊かに生活することができるよう、地域交通の安定的な確保に向けて、国の支援制度を最大限活用しながら、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築に取り組む。 ・交通事業者をはじめとする幅広い関係者が相互に連携・協力できる環境を整えながら、利便性が高くストレスのない公共交通の実現に向けて取り組む。

② 北海道交通政策総合指針

期間	2018（平成 30）年度～2030（令和 12）年度						
主体	北海道						
広域公共交通に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ・中心都市と周辺地域は密接な結びつきがあり、生活を支える地域交通が維持できるように最適な交通ネットワークの構築に向けた取組を進める。 ・地域間幹線系統バスの確保を図るとともにコミュニティバスやデマンド型交通との連携を図るなど、生活交通の確保を図る。 ・幹線輸送において路線バスやタクシーとの貨客混載など、異業種間の連携による輸送の効率化を進める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">中核都市間等を結ぶ本道の骨格となるネットワーク</p> <p style="text-align: center;">【主なモード：鉄道、航空機、都市間バス】</p> <p>▼本道のさらなる発展を牽引する路線であり、交流人口や経済活動の拡充、国土強靱化等に資するため、高速性、大量輸送を担う交通ネットワークの継続と、その基盤の充実を進める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">取組の方向性</td> <td>鉄道や航空機、都市間バスといった高速な移動手段により、相互に補完しながら、全体として強靱なネットワークを形成</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">中核都市や地域中心都市と周辺市町村などを結ぶネットワーク</p> <p style="text-align: center;">【主なモード：鉄道、都市間バス、乗合バス、離島航路】</p> <p>▼観光客の周遊促進や、通学、通院、買物など地域住民が分散する都市機能を楽しむために必要な移動手段であり、様々な地理的条件なども踏まえながら、利便性や接続性の向上に取り組むなど、持続的な公共交通の維持・確保や機能強化を進める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">取組の方向性</td> <td>地域の利用実態や今後の見込みなどを見据えて、地域の中核的な都市との円滑な接続に配慮した利便性の高い持続的なネットワークを形成</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">単一市町村・周辺エリアでの日常生活に密接した交通ネットワーク</p> <p style="text-align: center;">【主なモード：乗合バス、タクシー、デマンド型交通】※都市部では鉄道含む</p> <p>▼地域住民の日常生活に必要な移動手段であり、それぞれ地域のまちづくりの形に応じて、きめ細かな対応を進める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">取組の方向性</td> <td>地域の将来ビジョンの実現に向けて、地域が主体となり、事業者と住民などとの協働により、まちづくりと一体的に、最適な公共交通サービスを確保</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">幹線交通、広域交通、生活圏交通の3つの階層を基本に、一定の地理的範囲として「道央・道南」、「道北」、「道東」の3つの交通ネットワーク形成圏を設定</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">資料：北海道交通政策総合指針(北海道)</p> </div>	取組の方向性	鉄道や航空機、都市間バスといった高速な移動手段により、相互に補完しながら、全体として強靱なネットワークを形成	取組の方向性	地域の利用実態や今後の見込みなどを見据えて、地域の中核的な都市との円滑な接続に配慮した利便性の高い持続的なネットワークを形成	取組の方向性	地域の将来ビジョンの実現に向けて、地域が主体となり、事業者と住民などとの協働により、まちづくりと一体的に、最適な公共交通サービスを確保
取組の方向性	鉄道や航空機、都市間バスといった高速な移動手段により、相互に補完しながら、全体として強靱なネットワークを形成						
取組の方向性	地域の利用実態や今後の見込みなどを見据えて、地域の中核的な都市との円滑な接続に配慮した利便性の高い持続的なネットワークを形成						
取組の方向性	地域の将来ビジョンの実現に向けて、地域が主体となり、事業者と住民などとの協働により、まちづくりと一体的に、最適な公共交通サービスを確保						

図 1-2 北海道型公共交通ネットワークの基本イメージ

③ 北海道新広域道路交通ビジョン・計画

期間	2021（令和3）年度から概ね20～30年
主体	北海道
広域公共交通に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> 札幌都心部や圏域中心都市、地方部の市街地における交通結節機能を強化する。 道の駅等を活用した輸送拠点を構築する。 広域的な復旧・復興活動の拠点として、道の駅の防災機能を強化する。

④ 第2期北海道創生総合戦略

期間	2020（令和2）年度～2024（令和6）年度
主体	北海道
広域公共交通に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> 市町村や企業、NPOとの連携のもと、買い物や通院、見守りを支援する仕組みづくりを進める。 鉄道やバス、離島航路・航空路などを維持・確保するため、国や市町村との役割分担のもと、必要な支援措置を講ずる。 集落の維持・活性化に資するコミュニティバスなどの地域の実情に応じた地域交通の確保のための取組を促進する。 MaaS等シームレス交通の推進や高規格道路網の形成など二次交通の利便性向上に取り組む。 目的地までスムーズに移動できるよう、鉄道、バスなど各地域の多様な交通モードの連携及び役割分担により、利便性の高い交通アクセスの整備を進める。

⑤ 新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針

期間	2017（平成29）年度～2026（令和8）年度
主体	北海道
広域公共交通に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故死ゼロをめざすため、安全・円滑な道路交通環境の整備を進めます。 地域の実情や特性に応じた広域連携に取り組むとともに、広域連携を支える交通・情報ネットワークの形成を進めます。



⑥ 第 11 次北海道交通安全計画

期間	2021（令和 3）年度～2025（令和 7）年度
主体	北海道
広域公共交通に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の移手段の確保に向け、地域公共交通計画を策定した上で、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移手段の確保・充実を図る取組を推進する。 ・MaaSのモデル構築やMaaSの普及に必要な基盤づくりへの支援を行うことで全道への普及を推進し、地域住民の移手段の確保・充実を図る。 ・公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、利用を促進し、公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。 ・鉄道・バス事業者によるシームレスな公共交通の実現を図ることなどにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、駅前広場等の整備を促進し、交通結節機能を強化する。

⑦ 第 5 期北海道観光のくにづくり行動計画

期間	2021（令和 3）年度～2025（令和 7）年度
主体	北海道
広域公共交通に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ・MaaS等シームレス交通の全道展開 ・交通ネットワークの利便性向上に取り組む ・道内観光地間を快適に移動できる二次交通の形成

⑧ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

期間	2020（令和 2）年～2030（令和 12）年
主体	北海道
広域公共交通に関する施策	<p>門別都市計画(日高町) 浦河都市計画(浦河町) 静内都市計画(新ひだか町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備を進める。



(5) 市町村の計画

① 日高町

計画名	期間	公共交通に関する施策
第2次日高町 総合振興計画	2018（平成30） 年度～ 2027（令和9） 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス、地域循環バス及び民間バス等については、交通弱者の移動手段の確保と利便性の向上につながる取組みを展開します。 ・スクールバスの混乗化及び他の町営バスとの一元化について継続的に検討を行います。
第2期日高町 創生総合戦略	2021（令和3） 年度～ 2025（令和7） 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な町道の整備や町営バスの運行による交通手段の確保など、だれもが住みよいまちづくりを目指します。 ・車を持たない学生や高齢者などにとって日常生活に欠かすことのできない交通手段の維持・確保を図ります。
門別町都市計画 マスタープラン	2005（平成17） 年度～ 2024（令和6） 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺集落との連絡や主要な交流拠点の連絡を含めた市街地内の多様なバスルートの形成を図るとともに、交通結節点となるバスターミナルの整備促進を図ります。 ・富川地区と富川東地区及び本町地区を連絡するバスルートの強化促進に努めるとともに、富川地区のにぎわい拠点と一体化したバスターミナルの整備促進を図る必要があります。
日高町 高齢者保健福祉計画	2021（令和3） 年度～ 2023（令和5） 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関において安全かつ円滑に移動できる交通手段の確保に努めます。 ・日高地区では定期運行、門別地区では広富線・豊郷線・清島線・厚賀富川線の4路線を、また新冠町と共同で厚賀太陽線を町営デマンドバスとして運行します。 ・町営バスの運行を維持しながら、利用者へのアンケートや聞き取り調査を行い、必要に応じたダイヤの改正などより運行体制の充実を図ります。 ・日高地区において、町内循環バスを運行し、交通手段の確保を行います。



② 平取町

計画期間	期間	公共交通に関する施策
第6次平取町総合計画	2016（平成28）年度～ 2025（令和7）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスの運行路線・運行ダイヤ、予約制バス運行方法の見直しを行い、高齢者の外出機会に資する移動手段の確保を図ります。 ・都市部や観光施設へのアクセス確保など公共交通を活用した交流機会の創出を図ります。 ・重複ダイヤの解消、需要に適した運行方式の導入、運行実態に即した契約の見直しを図り、持続可能な運行体制の構築を目指します。
第2期平取町まち・ひと・しごと創生総合戦略	2021（令和2）年度～ 2024（令和6）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新千歳空港・二風谷コタン・ウポポイ（白老町）との交通ネットワークを整備することにより、交流人口の増加と地域間交流を促進し、地域の振興を図ります。 ・高齢者などの交通弱者に対する交通利便性を確保することにより、安全・安心な生活環境を整備します。
第8期平取町高齢者福祉計画	2021（令和3）年度～ 2023（令和5）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の地域における自立生活及び社会参加の促進を図るため、温泉への送迎や買物ができるように支援します。
平取町観光振興ビジョン	2019（令和元）年度～ 2023（令和5）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通等の活用により、訪れやすく周遊しやすい平取観光を推進します。

③ 新冠町

計画期間	期間	公共交通に関する施策
第2期新冠町まち・ひと・しごと創生総合戦略	2022（令和4）年度～ 2026（令和8）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会基盤整備を推進し、交通弱者に対する地域の足を維持します。
第8期新冠町高齢者保健福祉計画	2021（令和3）年度～ 2023（令和5）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上を対象にバス券を交付します。高齢者の経済的負担を軽減し、バスを利用しやすい環境をつくることで、閉じこもり防止に繋げるとともに、各種事業や社会活動への参加を促進します。 ・身体上または精神上的の疾患等が原因で、公共交通機関を利用して医療機関や福祉施設へ行くことが困難な高齢者の移送支援を行います。

